

Weekly Report

第 795 号

令和7年5月12日

販路開拓等を支援する持続化補助金

小規模事業者持続化補助金は、小規模事業者（商業・サービス業は5人以下、製造業その他は20人以下）が販路開拓や業務効率化の取り組みを支援する制度で、広告宣伝やウェブサイト構築、店舗改装、設備導入など幅広い経費が対象となります。

◆令和6年度補正予算による持続化補助金

本補助金の一般型（通常枠・災害支援枠）、創業型、共同・協業型の申請受付が開始されています。

◎通常枠……小規模事業者等が経営計画を策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等が対象となり、補助上限は50万円、補助率は2/3です。なお、インボイス特例（免税事業者からインボイス発行事業者に転換）の適用で上限を50万円上乗せします。また、賃金引上げ特例（事業場内最低賃金を50円以上引上げ）の適用で150万円上乗せし、赤字事業者は補助率が3/4になります。

◎災害支援枠……令和6年の能登半島地震及び奥能登豪雨の被災事業者が経営計画を策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む事業再建が対象となり、補助上限200万円（間接被害は100万円）、補助率2/3（一定の場合は定額）です。

◎創業型……産競法に基づく「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受けた小規模事業者が経営計画を策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等が対象となり、補助上限200万円（インボイス特例の適用で50万円上乗せ）、補助率2/3です。

◎共同・協業型……地域振興等機関が10以上の参画事業者を集めて販路開拓を支援する取組が対象となり、上限5千万円、参画事業者の補助率2/3です。

住民税通知書に記載された控除額を確認

個人住民税は、前年の所得金額に基づいて税額が算出され、毎年5～6月に住民税決定通知書が届きます。

令和6年中に行ったふるさと納税について、確定申告をした方は令和6年分の所得税と令和7年度分の住民税から控除され、ワンストップ特例制度（確定申告をしなくても控除が受けられる制度）を利用した方は所得税控除分を含めた全額が令和7年度分の住民税から控除されます。

そのため、ふるさと納税を行った方は住民税が減額される形で控除されていますので、住民税決定通知書に記載されている税額控除額に間違いがないかを確認しましょう。

今年度からマイナカードの更新が急増

マイナンバーカードには、カード自体とICチップに搭載された電子証明書にそれぞれ有効期限が設けられ、カードは発行日から10回目（未成年者は5回目）の誕生日まで、電子証明書は発行日から5回目の誕生日までとなっています。

今年はカードの交付が開始された平成28年から10年目であり、マイナポイント事業が実施された令和2年から5年が経過するため、更新が必要となる方が急増します。有効期限を迎える方には通知書が届きますので、確認し手続きを行います。